

6 ひとり親家庭のために



ひとり親家庭の皆さんが日頃ご利用される制度を紹介します。

各制度によって対象となる方が異なりますので、詳しくはそれぞれの担当窓口までお問い合わせください。

ひとり親家庭とは…

1. 母子家庭

夫と死別したり、離婚して現在も婚姻していない女性が20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

また、次の方が20歳未満の子どもを扶養している家庭も含まれます。

- ・夫の生死が明らかでない女性
- ・夫から遺棄されている女性
- ・夫が精神または身体の障がいにより、長期にわたって働けない女性
- ・夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女性
- ・婚姻によらないで母となった女性

2. 父子家庭

妻と死別したり、離婚して現在も婚姻していない男性が20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。



手当・就学援助制度

1. 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。



(1) 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童）を育てている母子家庭の母または父子家庭の父または養育者に支給されます。

(2) 支給額

対象児1人の場合：月額45,500円～10,740円（令和6年4月現在）

2人目には月額10,750円～5,380円を加算し、3人目以降は月額6,450円～3,230円を加算します。

※消費者物価指数の変動により、改定されることがあります。

- 所得に応じて支給します。
- 受給者本人の所得が一定の限度額を超えると、一部停止または全部停止となります。
- 公的年金（遺族補償等を含む）を受給している場合は手当額と年金額の差額支給となります。
- 扶養義務者（同居の家族）の所得が一定の限度額を超えると、全部停止となります。

(3) 支給日

奇数月に支給月の前月分までを支給します。

(4) 手続き

手当を受けようとする人の請求にもとづいて申請日の翌月分から支給されます。添付書類が必要ですのでお早めにご相談ください。

申請は子育て支援課、東部・西部保健福祉センター、各支所で受け付けています。

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5793

2. 児童手当（P49～P51参照）

ひとり親になった場合、対象の児童を実際に養育している人が認定請求をする必要があります。

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5793

3. 就学援助制度（P118参照）

児童扶養手当を受給しているなど、いくつか条件があります。

問合せ先：大分市教育委員会学校教育課 TEL537-5903

ほかにも、これまで利用していた制度で、こどもさんを養育することになった方があらためて申請する必要がないかどうか確認しておきましょう。



遺族年金

1. 遺族基礎年金

国民年金の被保険者、または国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して25年以上ある方などが死亡した時、その遺族に支給されます。

(1) 支給される遺族の範囲

- ① 死亡時、死亡した方によって生計を維持されていた、18歳到達年度の末日までにある子（国民年金法施行令で定める1級または2級の障がいの状態にある子の場合は20歳未満）がいる妻または夫
- ② 死亡時、死亡した方によって生計を維持されていた、18歳到達年度の末日までにある子（国民年金法施行令で定める1級または2級の障がいの状態にある子の場合は20歳未満）

(2) 受給要件

被保険者などが死亡した場合は、納付要件などにより受給できない場合があります。

(3) 手続き

本庁舎1階10番国民年金窓口、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で行います。

問合せ先：大分市国保年金課国民年金室 TEL537-5617

2. 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者、または老齢厚生年金の受給資格期間を満たした人などが死亡した時、その遺族に支給されます。

(1) 支給される遺族の範囲

死亡時、死亡した人によって生計を維持されていた妻または夫、子、父母、孫および祖父母。妻以外の遺族については、年齢等の条件があります。

(2) 受給要件

保険料納付済期間などにより受給できない場合があります。

(3) 手続き

年金事務所で行います。

問合せ先：日本年金機構大分年金事務所 TEL552-1211(自動音声案内1→2)

医療費助成

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の親と子、または父母のない児童が健康保険証を使って医療機関を受診した場合に、保険診療の自己負担分を助成します。

医療費の助成を受けるには、医療証の交付を受ける必要があります。

(1) 医療証の交付申請

下記の助成対象者に該当する人は、必要な書類を持参のうえ、市の窓口で医療証の交付申請をしてください。

●助成対象者

- ① ひとり親家庭の親
- ② ひとり親家庭の児童
- ③ 父母のない児童

※児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までの者をいいます。

●所得制限について

所得が下表の限度額以上の人は医療費の助成を受けることができません。

また、養育費を受けている場合はその8割が所得に加算されます。

なお、同居している扶養義務者がいる場合、その人の所得も審査の対象となります。

扶養親族等の数	本人	同居の扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円

※以降、扶養親族等が1人増えるごとに38万円を限度額に加算します。

※社会保険料控除(一律8万円)等、所得から控除できる額があります。

●申請に必要なもの

申請者(親)および児童の戸籍謄本、健康保険証、振込口座がわかるもの、マイナンバーカードおよび本人確認ができるもの等

※その他状況に応じて必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

●申請場所

子育て支援課、東部・西部保健福祉センター、各支所

●受給資格の取得年月日は交付申請をした月の翌月の初日です。

●医療証は受給資格の認定後、ご自宅へ郵送します。

(2) 助成の内容

助成の対象となる医療費は、保険診療の自己負担分です。

ただし、ひとり親家庭の母または父には一部自己負担金があります。

[対象者と助成範囲について]

対象者	助成範囲	一部自己負担金(受給者の窓口負担額)
母または父	入院	1医療機関につき1日500円(月14日まで) 〔15日目以降については、一部自己負担金なし〕
	通院	1医療機関につき1回500円(月4回まで) 〔5回目以降については、一部自己負担金なし〕 〔自己負担額が500円に満たないときは当該額〕
	調剤	なし
児童	入院	なし
	通院	
	調剤	

※助成対象外となるものの例：予防接種料、健康診断料、入院時食事療養費、初診料加算など



(3) 医療費の助成を受けるには

● 県内の医療機関を受診する場合

受診時に、健康保険証と医療証を医療機関窓口にて提示してください。

● 県外の医療機関を受診する場合

窓口で医療証を提示しても助成は受けられません。

このような場合は一旦、医療機関窓口で医療費（保険診療）の自己負担分を支払った後、市に払い戻しの申請をしてください。

※申請に必要なもの

助成金支給申請書、領収書（整骨院等の場合は診療額の証明）、医療証、健康保険証

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5796

暮らしと自立のための制度

1. 保育料について（P92～P108参照）

保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業の保育料は児童を養育している父母等の市民税額等により決定します。結婚、離婚など戸籍の届出が生じたときは、保育料が変更になることがありますのでご相談ください。

※幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育料と、0～2歳児の市民税非課税世帯の保育料は無料となりました。

※申請により、認可保育施設に入所（園）している第2子以降3歳未満児の保育料が無料になります。

※子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園・認可外保育施設等の保育料は、施設等利用給付認定を受けることにより一定額範囲内で無料になります。

※認可外保育施設を利用する第2子以降3歳未満児については、大分市にここに保育支援事業利用認定を受けることにより、月額35,000円を上限に助成されます。

問合せ先：大分市子ども入園課 TEL537-5794



2. 公営住宅について

ひとり親家庭の方が公営住宅に入居を希望する場合は、一般世帯より当選率が高くなるよう配慮しています。

また、収入によっては家賃・駐車場使用料が減免されることがありますのでご相談ください。

問合せ先：市営住宅…大分市住宅課 TEL537-5977

県営住宅…大分県住宅供給公社 県営住宅管理課
TEL532-5137

3. 税の軽減

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年中の所得が48万円以下で他の人の扶養親族等になっていない）を有する所得500万円以下の单身の方は、所得税および市民税・県民税の「ひとり親控除」を受けることができます。

上記以外の寡婦については、一定の要件を満たせば、引き続き「寡婦控除」を受けることができます。

所得税については、国税庁のホームページ（タックスアンサー）をご覧ください。か税務署へ、市民税・県民税については、大分市のホームページをご覧ください。か大分市市民税課へお問合せください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

大分市ホームページ：<https://www.city.oita.oita.jp/>

問合せ先：大分税務署 TEL532-4171（自動音声案内）

大分市市民税課 TEL537-5729、5730

4. JR通勤定期券の割引

児童扶養手当を受給している方の世帯員は、JRの通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。

購入には、子育て支援課で発行する証明書が必要です。

※本人の顔写真（縦2.5cm×横2cm）、印鑑、児童扶養手当証書を持参してください。

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5793



5. 母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭や寡婦の方を対象として、専門の支援員による就労相談や職業紹介を行っていますので、お気軽にご利用ください。 大分県母子寡婦

相談日時：火～金曜日 午前8時30分～午後6時 福祉連合会

月曜日・日曜日 午前8時30分～午後5時

祝日・土曜日は休日

場所：大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館3階

一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会内

TEL：552-3313

FAX：552-3337



6. 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく資格を取得するにあたり、給付金を支給します。

naana



(1) 対象者

※対象者については、大分市のホームページや大分市子育て支援サイトnaanaをご覧ください。か大分市子育て支援課へお問い合わせください。

(2) 対象講座

1. 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
2. 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限ります。）
3. 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限ります。）

※対象講座などはインターネットで検索ができます。

（教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム）

(3) 支給額等

※支給額等については、大分市のホームページや大分市子育て支援サイトnaanaをご覧ください。か大分市子育て支援課へお問い合わせください。

(4) 事前申請

受講開始前に「自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書」と必要書類を提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受ける必要がありますので、お早めにご相談ください。

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5619

7. 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母または父子家庭の父が専門的な資格を取得するため養成機関で修業する場合、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金（生活費）を支給します。また、修了支援給付金を修了後に支給します。

(1) 対象者

市内に住所を有する、母子家庭の母または父子家庭の父であって、以下のすべての要件に該当する方。

- 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
 - 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
 - 過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない方
- ※このほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(2) 対象資格

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士
その他、上記に準じて市長が別に定める資格

(3) 支給期間・支給額

支給の対象となる期間については、お問い合わせください。

支給額（令和6年4月現在）

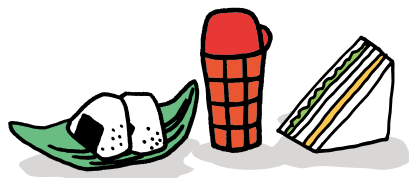
	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000円／月額	50,000円
市民税課税世帯	70,500円／月額	25,000円

※修業期間の最後の12か月については月額4万円を加算します。

(4) 事前相談

支給を希望される方は、養成機関での修業開始前に事前相談をお願いします。

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5619



8. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金・就職準備金）

高等職業訓練促進給付金受給者に対し、養成機関の入学時、就職時に貸付を行います。取得した資格を使い、県内で5年間就業継続した場合、返還免除となります。

問合せ先：大分県社会福祉協議会 福祉資金部 TEL515-7771

9. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童による高等学校卒業程度認定試験の合格を支援するため給付金を支給します。

(1) 対象者

※対象者については、大分市のホームページや大分市子育て支援サイトnaanaをご覧ください。か大分市子育て支援課へお問い合わせください。

naana



(2) 対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制によるものを含む）のうち、市長が適当と認める講座

(3) 支給額等（令和6年4月現在）

給付金		通信制	通学制度
①	受講開始時給付金	受講料（消費税含）合計額の4割 上限額：10万円 ※4千円を超えない場合は支給しません。	受講料（消費税含）合計額の4割 上限額：20万円 ※4千円を超えない場合は支給しません。
②	受講修了時給付金	受講料（消費税含）合計額の5割から①を引いた額 上限額：12万5千円から①をひいた額	受講料（消費税含）合計額の5割から①を引いた額 上限額：25万円から①をひいた額
③	合格時給付金	受講料（消費税含）合計額の1割 上限額：15万円から①②をひいた額	受講料（消費税含）合計額の1割 上限額：30万円から①②をひいた額

※受講料には「講座の受験料」「補講料」は含まれません。

(4) 事前申請

受講開始前に、必要書類を添付のうえ、対象講座の指定を受ける必要がありますのでお早めにご相談ください。

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5619

10. ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子・父子家庭および寡婦の方で、病気や看護、学校等の公的行事への参加、就職活動のため一時的に生活援助・保育等の支援が必要な世帯に支援員を派遣します。

(1) 事前登録について

家庭生活支援員の派遣を希望する人は、事前の登録が必要です。

(2) 派遣日数

派遣日数についてはお問い合わせください。

(3) 費用負担

生活保護受給世帯および市民税非課税世帯：無料

児童扶養手当受給者：生活援助150円 子育て支援 70円（1時間あたり）

上記以外の世帯：生活援助300円 子育て支援150円（1時間あたり）

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5619

11. たばこ小売販売業の許可申請

母子家庭の母または寡婦の方が製造たばこの小売販売業の許可を受けたい場合は、許可基準が一部緩和されます。

問合せ先：許可基準・申請結果について

財務省九州財務局理財部理財課 TEL096-353-6351

申請書の入手・受付等について

日本たばこ産業（株）福岡支社 許可担当

TEL092-303-0243

12. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭等の経済的自立の助成と児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

- ① 母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している人

- ② 父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人
- ③ 父母のいない20歳未満の児童
- ④ 配偶者のない女性で、かつて母子家庭の母であった人
- ⑤ 40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人



- (2) 保証人等
 - ・貸付金を利用する際には連帯保証人が必要となる場合があります。
 - ・児童（子）を対象にした資金は、その対象児童も借主となります。
- (3) 申請の受付期間

随時受け付けています。
- (4) その他
 - ・資金の利用については、所得等の貸付条件についての審査があります。
 - ・貸付申請を行う前に、貸付の目的となる事業計画に着手した場合などは貸付できません。必ず事前にご相談ください。
 - ・この貸付金は、申請から貸付金の交付まで一定の日数（1か月～2か月）を要します。弾力的な資金計画を立て、早めにご相談ください。

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5721

13. 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯等の暮らしの安定のため、目的によって無利子または低利で各種資金の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

低所得世帯（市県民税が非課税又は均等割課税程度の世帯）

障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯）

高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯）

※世帯の状況によって資金の種類や貸付金額が異なります。

連帯保証人、償還方法、受付期間等についてはお問い合わせください。

※他法、他制度、その他公的資金の借入等の利用ができる方は、そちらが優先されます。

問合せ先：大分市社会福祉協議会 TEL547-9562

14. 住宅支援資金貸付

「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親の方に、月額上限4万円（最長12か月）の家賃の貸付を行っています。

問合せ先：母子家庭等・就業自立支援センター（プログラム）

TEL552-3313

大分県社会福祉協議会（貸付金） TEL515-7771

15. 奨学金等（P120～P125参照）

16. 母子生活支援施設

様々な理由の母と子が一時期入所し、生活の安定と自立を図っていく児童福祉施設です。1世帯に1母子室が確保され、母親は職場に、こどもは学校や保育所等に通い、自立に向けての生活を送ることができるように運営されています。

入所に関する相談は随時受け付けています。

※門限等の施設内の順守事項があり、生活費は個人負担となります。

問合せ先：しらゆりハイツ TEL545-9502

17. ひとり親家庭支援プラザ

母子・父子家庭や寡婦の方に対し、就労支援として、資格取得のための講習会等を実施しています。講習会の内容（実施時期・費用等）につきましては直接お問い合わせください。また、就労情報の提供も行っています。なお、土曜日には、母子・父子自立支援員による、母子・父子相談もお受けしています。

問合せ先：ひとり親家庭支援プラザ 大分市金池南1丁目5番1号

J:COM ホルトホール大分3階（TEL576-8882、FAX544-3025）

月～日曜日 午前9時～午後5時

※第2・第4月曜日（祝日の場合は翌日以降の平日）、年末年始（12月28日～1月3日）はお休みです。



相談・交流

1. 母子・父子相談

母子・父子家庭や寡婦の方の児童の養育、生活のことをはじめ様々な相談に母子・父子自立支援員が応じています。相談は無料、離婚前の相談や匿名での相談も可能です。

相談窓口 大分市子育て支援課 TEL537-5721

ひとり親家庭支援プラザ TEL544-3025（土曜日）

午前9時～午後5時

2. シングルママ・パパ交流会「ラフラフ」

同じような悩みを抱えるひとり親同士のつながりのきっかけになることを目的として、ひとり親の方に対し、各種講座の開催や、生活、子育てに関する悩みなどを気軽に話せる交流会など、さまざまな楽しい企画を開催しています。

問合せ先：大分市子育て支援課 TEL537-5619

3. 大分市母子寡婦福祉会

母子家庭や寡婦の方々が集まって、研修会や各種の事業を通じ、お互いに助け合い、経済的に自立し明るく楽しい家庭を築くために大分市母子寡婦福祉会があります。

会では、制度や施策を理解し充実させていくため、校区母子会、市、県、九州、全国といった組織の中で総会や研修会、懇親会等を開催したり参加したりしています。

また、母子家庭のレクリエーションや研修会を行い、相互の親睦を図っています。

問合せ先：大分市母子寡婦福祉会

TEL534-6111（喫茶しらゆり内 内線4115）

